

山梨県水泳連盟規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この連盟は、山梨県水泳連盟[以下「連盟」という]と称す。

(事務所)

第 2 条 この連盟は、主たる事務所を山梨県甲府市に置く。

(資 格)

第 3 条 この連盟は、山梨県内の水泳及び水泳競技の統括代表団体としての資格で公益財団法人日本水泳連盟並びに公益財団法人山梨県体育協会に加盟する。

第 2 章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第 4 条 公益財団法人日本水泳連盟は、水泳界を統括し、代表する団体として水泳及び水泳競技(競泳、飛込、水球、シンクロナイズドスイミング、オープンウォータースイミング及び日本泳法をいう。以下同じ)の健全な普及・発展を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。そして、その実現のために、山梨県水泳連盟は県内における水泳及び水泳競技を健全に普及、発展させスポーツ文化の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 この連盟は、前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

- (1) 水泳競技に関する各種競技会の開催事業
- (2) 水泳競技及びその競技会を成立させるための基礎条件の整備維持事業
- (3) 国民体育大会水泳競技等に対する代表参加者の選考及び派遣並びに県外からの選手等の招へい事業
- (4) 水泳競技に関する競技力向上のための選手強化事業
- (5) 水泳及び水泳競技の普及事業
- (6) 我が国古来の伝統的な泳法の研究並びにその保存及び紹介事業
- (7) その他この連盟の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 資 産 及 び 会 計

(基本財産)

第 6 条 この連盟の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この連盟の基本財産とする。

(事業年度)

第 7 条 この連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 8 条 この連盟の事業計画書、収支予算書を記載した書類については、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 9 条 この連盟の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、監事の監査を受けた上で、全ての書類について理事会及び総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 決算報告書及び附属明細書
- (3) 財産目録
- 2 第 1 項の書類のほか、つぎの書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、規約及び細則を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 役員名簿
 - (2) 運営組織及び事業活動の状況の概要を記載した総会資料

(経費)

第10条 この連盟の経費はつぎに掲げるものをもって支弁する。

- (1) 会費、登録料
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 委託金、及び補助金
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

(会費及び登録料等)

第11条 会員は所定の会費を定められた期日までに、また、各登録者は所定の登録料を定められた期日までに、連盟へ納付することを要する。しかし、2年以上滞納したときはその資格を喪失する。

2 会費及び登録料等の額は理事会及び総会の決議によりこれを別に定める。

(特別会計)

第12条 この連盟は特別会計を設けることができる。

第4章 会員・地域連盟

(会員)

第13条 この連盟の会員は次の2種類とする。

- (1) 会員 連盟の使命及び目的を支持し、その事業の遂行を援助することに賛同する個人及び団体
- (2) 賛助会員 連盟の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(地域連盟)

第14条 この連盟は、事業遂行上必要と認めた地域に理事会及び総会の決議により地域連盟を設けることができる。

第5章 役員

(役員の設定)

第15条 この連盟につき役員を置く。

- ・会長 1名 ・副会長 若干名 ・理事長 1名 ・副理事長 若干名
- ・理事 若干名 ・監事 2名 ・公認測量士 1名

第16条 会長及び副会長は、理事会によって推薦され総会の決議により選任する。

第17条 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から互選により選定する。

第18条 理事は、会員で、かつ、各正・副委員長とする。

2 理事は、総会の決議により選任する。

3 理事は、理事会を構成し、法令及びこの規約・細則で定めるところにより、職務を執行する。

(役員職務及び権限)

第19条 会長は、この連盟を代表しその業務を執行する。

副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代行する。

理事長は、常時連盟の事務及び業務を施行する。

副理事長は、理事長を補佐し担当業務を分掌し執行する。

理事は、連盟の目的を理解してその達成に向けて適切に職務を執行する。

第20条 監事は、つぎに掲げる業務を行う。

- (1) 会計報告書並びにこれらの附属明細書、財産目録を監査し会計監査報告を作成する。
- (2) この連盟の業務及び財産の状況を調査することができる。
- (3) 業務及び財産の状況について違反する行為があったと認められる場合は、これを理事会又は総会で報告する。
- (4) 前号の報告をするために必要な場合は、理事会又は総会を招集することができる。

(役員任期)

第21条 役員任期は、総会から総会までの2年間とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠により選任された役員任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

(組織の使命及び社会的責任)

第22条 役員は、この規約第4条に規定する設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営にあたらねばならない。

(社会的信用の維持)

第23条 役員は、常に公正かつ誠実に事業運営にあたり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第24条 役員は、関連法令及び公益財団法人日本水泳連盟の定款、倫理規程その他の内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

第6章 名誉会長・名誉顧問・顧問及び参与

(名誉会長)

第25条 この連盟に名誉会長1名を置くことができる。

2 名誉会長は理事会が推挙した者につき、総会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 名誉会長は、理事会及び総会に出席して意見を述べるができる。

(名誉顧問、顧問及び参与)

第26条 この連盟に名誉顧問、顧問及び参与それぞれ若干名を置くことができる。

2 名誉顧問、顧問及び参与は理事会が推挙した者につき、総会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 名誉顧問、顧問及び参与は、理事会及び総会に出席して意見を述べるができる。

第7章 総会

(構成)

第27条 総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第28条 総会は、つぎの事項について決議する。

(1) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

(2) 役員を選任又は解任

(3) 各事業年度の事業計画及び予算の承認

(4) 規約及び細則の変更

(5) その他総会で決議するものとしてこの規約及び細則で定められた事項

(開催)

第29条 総会は、定時総会として毎年5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(議長選出)

第30条 総会の議長は、出席した会員の中から互選により選定する。

(総会の運営)

第31条 総会は、会員(委任状を含む)の過半数の出席がなければ、開催することができない。

2 議長は、総会の開会に際し、会員の出席者数を確認しなければならない。

3 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

(決議)

第32条 総会の決議は、議決に加わることができる会員の過半数をもって行う。

第8章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、つぎの職務を行う。

(1) 連盟の業務執行の決定

(2) 緊急事項に関して総会に代わってこれを審議し議決する。ただし、事後総会に報告し承認を得るものとする。

(開催)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

(決議)

第36条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第9章 委員会

(委員会の設置)

第37条 この連盟に委員会を置くことができる。

2 臨時に必要な場合は、理事会の決議により特別委員会を定めることができる。

3 特別委員会は、特定の専門事項について調査研究、協議及び審査を行う。

(委員会の組織)

第38条 委員会の目的及び事業は、理事会及び総会の決議によりこれを細則に定める。

- (1) 各委員会の構成は、総会の承認により会長が委嘱する委員長1名、副委員長若干名、委員長が委嘱する委員若干名とする。
- (2) 委員長は委員会を代表し、専門的分野における業務を執行する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその業務を代行する。
- (3) 委員は、委員長の業務執行を支援し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (4) 各委員会は、事業達成のため、年度における事業計画及び予算、並びにこれに伴う事業の実施報告及び決算報告を理事長に提出し、理事会及び総会において、報告するものとする。
- (5) 委員会の運営に関する規程は、理事会の承認を経てこれを別に定める。

第10章 規約及び細則の変更

(規約及び細則の変更)

第39条 この規約及び細則は、理事会及び総会の決議により変更することができる。

附 則

- 1 連盟規約施行に関し必要な事項は、理事会の決議により会長がこれを定める。
- 2 連盟規約についての細則は、理事会及び総会の決議によりこれを別に定める。

本規約は、昭和59年4月1日より改正施行する。

一部改正 昭和59年7月7日

一部改正 平成3年5月30日

一部改正 平成9年5月10日

一部改正 平成11年6月13日

一部改正 平成14年5月12日

一部改正 平成20年5月18日

一部改正 平成26年5月18日